

令和2年度 第6回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	令和2年 9月24日(木)			
開催場所	コミュニティセンター			
開催日時	令和2年 9月24日 午後 1時 30分 開会			
	令和2年 9月24日 午後 2時 3分 閉会			
出席委員	1番	大竹 恭弘	6番	比嘉 盛和
	2番	謝花 喜美	7番	米須 清和
	3番	大城 司	8番	與那嶺 清
	4番	鈴木 江美子		
欠席委員番号	5番	神谷 正		
議事録署名委員	6番	比嘉 盛和	8番	與那嶺 清

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議長 (開会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和2年度 第6回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>5番 神谷 正(かみや ただし)委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、6番 比嘉 盛和（ひが もりかず）委員、8番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農業者年金チラシの配布について
議 長 （日程第4）	<p>それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。</p> <p>議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第25号 農用地利用集積計画の意見決定について</p> <p>議案第26号 非農地証明願いについて</p> <p>議案第27号 農地転用事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>以上です。</p> <p>本日の提案された議案第24号から第28号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが5件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	<p>休憩 午後 1時 34分</p> <p>再開 午後 1時 45分</p>

議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第 2 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第 2 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第 2 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第 2 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第 2 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第 2 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第 2 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第 2 5 号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>

議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第25号「農用地利用集積計画の意見決定について」本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第25号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号8から9番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者で、9月15日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第25号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第25号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第26号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第26号「非農地証明願いについて」説明いたします。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第26号「非農地証明願いについて」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)

議 長	議案第 26 号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 26 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きますして議案第 27 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 27 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第 27 号整理番号 1 番について内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 27 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 27 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番については、9 月 15 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第 27 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 27 号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号 1 番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

	<p>続きまして議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第28号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、9月15日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、私のほうから議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第28号整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、9月15日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p>

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>今月で第16期今帰仁村農業委員、第1期今帰仁村農地利用最適化推進委員の任期が満了し、私も3期に渡り続けた会長を今期で終了します。お疲れ様でした。次回は農業委員会臨時総会を令和2年10月1日(木)に予定しています。委員継続の方は参加の方よろしくをお願いします。これにて令和2年度第6回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 2時 3分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印